

Ⅱ 令和3(2021)年度における変更点について

1 科研費電子申請システム等における変更点について

※詳細については、「様式C-26記入例・作成上の注意」、「繰越申請書作成に当たっての参考資料集」（通知別添2）、「新型コロナウイルス感染症に伴う繰越申請について」（通知別添3）を参照してください。

（1）システム対応種目の拡大について

→これまでシステム非対応であった奨励研究、研究成果公開促進費についても、今年度より科研費電子申請システムを利用した申請になります。システム対応となった種目の入力上の注意点に関する詳細は、別途公開する操作手引き等を確認してください。

（2）申請様式（C-26）のダウンロードについて

→所属機関担当者向け、部局担当者向けの機能を使って様式C-26を出力する際に、PDF形式ファイルだけでなく、Excel形式ファイルでもダウンロードが可能になりました。

2 その他

（1）繰越申請の受付について

→繰越申請について、第1回の申請締切を令和3年12月23日（木）としています。原則、繰越事由の発生した時期に応じた申請回に申請してください。